

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

下 呂 市 長 山 内 登

令和 8 年下呂市条例第41号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合においては、市は、 <u>葬祭を行う者</u> に対して、葬祭補償として <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合においては、市は、 <u>葬祭補償として葬祭を行う者</u> に対して、葬祭補償として <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下呂市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた下呂市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。